

先端技術実証等業務委託公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、先端技術実証等業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2 先端的な技術や革新的なアイデアを用いた地域課題の解決等に資する実証、効果検証及びその報告業務

(契約の概要)

第3 契約の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務等の名称

先端技術実証等業務

(2) 業務等の目的

市内事業者が開発を進める先端的な技術や革新的なアイデアを用いた事業を通じて地域課題や行政課題の解決を目指すとともに、その効果を検証し、社会実装につなげることで、市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 先端技術実証等業務委託仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

(5) 事業費の上限額

1件 2,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)(※採択数:最大2社)

(プロポーザル方式の採用理由及び選定方式)

第4 本業務は、市内事業者が開発を進める先端的な技術や革新的なアイデアを用いた事業を通じて地域課題や行政課題の解決を目指すとともに、その効果を検証し、社会実装につなげることで、市内経済の活性化に寄与することを目的とするものである。そのため、事業の実施に当たっては、現在、普及していない先端的な技術や革新的なアイデアを用いるため、仕様書の作成が困難であることから、価格のみによって事業者を選定する競争入札は適さず、技術と経験、的確な業務の履行体制等を有する事業者からの提案を受けた上で契約する必要があることから、プロポーザル方式を採用するものである。

2 選定方式は、先端的な技術や革新的なアイデアを用いた地域課題の解決等に資する実証に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

(実施スケジュール)

第5 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

(1) 募集開始 令和8年4月23日(木)

(2) 質疑の受付 令和8年4月27日(月) 正午まで

(3) 質疑への回答 令和8年4月28日(火) まで

- (4) 参加申請書の受付 令和8年5月12日（火）午後4時まで
- (5) 参加者の資格審査及び結果通知 令和8年5月14日（木）午後5時まで
- (6) 企画提案書の受付 令和8年5月19日（火）正午まで
- (7) プレゼンテーションの実施 令和8年5月25日（月）予定
- (8) 審査結果の通知 決定後速やかに通知
- (9) 契約締結 令和8年6月以降

2 前項のスケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

（提案者に求められる資格要件）

第6 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する法人であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、参加申請書の提出に併せて、長野県と市町村の入札参加資格審査共同受付窓口（長野県市町村電子調達ポータルサイト）における入札参加資格審査システムにて申請手続きを行うこと。
 - (4) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
 - (7) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (8) 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を備えていること。
- （質疑及び回答）

第7 質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

実施要領に関する質疑は様式4-1、仕様書に関する質疑は様式4-2を電子メールに添付し、「第18 事務局」に記載されたメールアドレス宛に送信した上で、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期限 令和8年4月27日（月）正午まで

(3) 回答方法

質問者が特定されないようにした上で、「第18 事務局」に記載されたホームページで公表する。

(4) 回答日

随時、速やかに回答するが、令和8年4月27日（月）に受け付けたものは、令

和8年4月28日（火）に回答する。

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

ウ 電子メールの件名は【先端技術実証等業務委託に関する質問】とすること。
(参加申請書の提出)

第8 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 参加申請書（様式1）

イ 事業所概要調書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 定款（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

オ 登記簿又は履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

カ 市税の未納がないことを証明する書類（写し可）

キ 法人については、直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（決算の内容が確認できる書類）

(2) 提出期限 令和8年5月12日（火）午後4時まで

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出場所 「第18 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

(参加資格の審査及び結果通知)

第9 入札参加資格審査システムへ申請手続

長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、令和7・8・9年度の長野市物品・製造等競争入札参加資格審査申請を行っていない場合は、以下のとおり長野県と市町村の入札参加資格審査共同受付窓口における入札参加資格審査システムにて申請手続を行うこと。

(1) 申請書類・手続等 以下の長野県市町村電子調達ポータルサイトにおいて、「物品・委託」の項目を参照のこと。

【長野県市町村電子調達ポータルサイト】

https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/015_link.html

(2) 申請期限 令和8年5月12日（火）午後5時まで

(3) その他 上記の申請期間を過ぎたものは、以降の参加を一切認めない。

第10 参加申請書を提出した者には、資格要件のすべてを満たしているか否かを審査し、令和8年5月14日（木）午後5時までに参加申請書（様式1）に記載されたメールアドレス宛てに審査結果等を電子メールで回答する。

（企画提案書の作成要領）

第11 企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

- ア サイズ A4判用紙（縦）
- イ 文字方向 横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
- ウ 印刷方法 両面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く。）
- オ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと
- カ ページ数 表紙及び目次を除き、50ページ以内とする
- キ その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない

(2) 体裁

ア 表紙

(ア) 題名（「先端技術実証等業務委託企画提案書」）を記載

(イ) 作成年月日（令和8年 月 日）を記載

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ 製本方法

表紙、目次、企画提案内容を1部ごとに一冊のファイルに綴じること。

(3) 企画提案書に記載すべき内容

「別表1」の企画提案項目一覧に記載する項目について、提案内容を記載すること。なお、提案内容に要する概算経費について、見積書（様式5）を作成し企画提案書に添付すること。

(4) 留意事項

1事業者が複数の提案をすることは認めない。

（企画提案書の提出）

第12 企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出部数 正本1部、副本8部

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(3) 提出期限 令和8年5月19日（火）正午まで

(4) 提出場所 「第18事務局」と同じ

(5) その他

ア 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

イ 第11の作成要領に従っていない場合は、失格とする。

(提案内容の審査及び結果通知)

第13 提案内容の審査は次のとおり行う。

(1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和8年5月25日(月)

イ 実施場所

長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎7階 会議室271

ウ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

エ 時間、方法等の詳細については、令和8年5月21日(木)午後5時頃までに、各提案者へ通知する。

オ 提案事業者の数によっては、書類審査によりプレゼンテーション審査の対象者を選定する。その場合には、上記エの期日までにプレゼンテーションの対象となるか否かについて通知する。

(2) 企画提案書の内容を基に「長野市先端技術実証等業務委託事業者選定委員会」において審査する。

ア 各評価者は提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表2」の評価基準に基づき採点する。

イ 企画提案書による各評価項目の配点は、「別表3」のとおりとする。

ウ 合計得点の算出方法

(ア) 各評価者の各評価項目における採点による得点(「採点」×「配点」=「得点」)を算出する。

(イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

(ウ) 上記イによる全評価者の得点を合計して合計得点を算出する

エ 最低基準点(300点)を満たし、合計得点の高いものから予算の範囲内において選定対象事業者(委託先事業者)として選定する。

(3) 選定結果は、各提案者に対して、別途書面により速やかに通知する。なお、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(仕様の協議及び見積)

第14 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

(1) 委託先事業者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

(2) 委託先事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は委託先事業者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。

(3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者が協議のうえ決定する。

(4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。

(5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第15 審査結果は、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで通知するとともに、次の事項を市ホームページにおいて公表する。

- (1) 事業名
- (2) 優先交渉権者の名称
- (3) 全提案事業者の審査項目別評価点 ※合計得点順
(提出書類の取扱)

第16 本プロポーザルの実施にあたり、提案者が本市へ提出する書類の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づく公開請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。
(その他)

第17 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を第18の事務局へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 第6の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
 - イ 企画提案書において、第3の「契約の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者
 - ウ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - エ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(事務局)

第18 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市経済産業振興部イノベーション推進課（長野市役所第二庁舎5階）

担当者：久保・永坂

電話：026-224-9711（直通）

FAX：026-224-5095

E-mail：innovation@city.nagano.lg.jp

ホームページ：

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n140600/contents/senntangizyutu.html>



（ホームページ二次元コード）

別表1 企画提案項目一覧

項目	記載内容
1 実施体制	業務実施体制（チーム構成、支援体制、役割分担等）
2 社会課題・地域課題の設定	設定理由
3 実証内容	実証内容の市場規模、社会実装までの工程表、工程表における実証・検証のフェーズ等
4 実証方法	先端的な技術や革新的なアイデアの概要、具体的実証・検証の方法、検証場所・施設等
5 統括	提案内容に要する概算経費（見積書（様式5））

別表2 提案内容の評価基準

評価基準	採点
非常に優れている	5点
優れている	4点
標準的	3点
標準より劣る	1点
評価に値しない	0点

別表3 評価項目の配点

評価項目	配点
1 実施体制	10点
2 社会課題・地域課題の設定	20点
3 実証内容	30点
4 実証方法	30点
5 統括	10点
合計	100点